

## 常勤役員報酬、役員手当及び期末手当並びに退任慰労金の支給基準

(昭和 43 年 6 月 8 日実 施)

(平成 20 年 4 月 1 日最終改正)

常勤役員の報酬、役員手当及び期末手当並びに任期満了等による退任慰労金の支給基準を次のとおり定める。

### (報酬)

**第 1 条** 職員給与規程の最高額又は職員が現に支給を受けている給与（給料＋扶養手当＋住宅手当の合計額）の最高額のいずれか高い金額を下回らない額とし、それぞれの経歴、勤続年数、職務内容及び同種機関の実情を勘案の上、定めるものとする。

ただし、日々常勤でない役員については、上記によらず勤務日数等を考慮の上、その都度理事会が決定するものとする。

### (役員手当)

**第 2 条** 職務内容及びに同種機関の実情を勘案の上、定めるものとする。

### (期末手当)

**第 3 条** 期末手当は職員給与規程に準じ、毎年 6 月、12 月に支給するものとし、その支給額は報酬に職員の平均支給率を乗じた額とする。

### (支給総額)

**第 4 条** 報酬、役員手当及び期末手当の年間支給総額は原則として 3 年ごとの理事任期満了による理事会で定めることとする。ただし、職員の給与改訂等に伴い不均衡となるときは、第 1 条の定めるところにより任期中においても変更することができるものとする。

### (退任慰労金)

**第 5 条** 常勤役員が任期満了あるいはその他の理由により退任するときは、退任慰労金を支給するものとし、その支給額は退任時に支給を受けていた報酬に職員給与規程に定める支給率を乗じた額とする。

ただし、任期が 1 年に満たない場合は、その都度理事会が決定する。

- 2 退任慰労金の支給については、任期満了による退任のときは、職員給与規程第 39 条第 1 項第 1 号を、その他の理由による退任のときは、同条同項第 2 号を準用する。
- 3 日々常勤でない役員については、その都度理事会が決定するものとする。

(額の決定並びに基準の変更)

**第6条** この基準による報酬、役員手当の額及び年間支給総額の決定並びにこの基準の変更は、理事会が決定するものとする。